

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則」の一部改正案に対する
意見募集の結果について

平成 23 年 12 月 8 日
社団法人 投資信託協会

(ご意見の状況) 法人 1 社 1 件

No	ご意見等	当協会の考え方
【細則】		
別紙様式第 1 号 記載上の注意 1. (3)		
1	<p>今回のルール改正を行う場合にはシステム修正のコストが新たに必要になります。</p> <p>又、現行ルールにおいても単位型投資信託の場合は、元本超過額又は分配可能額計算書において計算された分配可能額のいずれか多い額の範囲内の金額を分配できることになっております。</p> <p>ファンドの性格によっては、例えば「元本割れ時には収益分配金を支払わない」等、必ずしも今回の改正案のように経費から解約時の実績報酬を含めないようにする必要性はないと思われま</p> <p>従って今回の改正案は全てのファンドに適用するのではなく「当該実績報酬を含めないことができる。」といった「できる規定」としていただきたく存じます。</p>	<p>○ 今般の改正は、計算期末の収益分配可能額の計算において、経費として計上する信託報酬は信託財産から徴収する信託報酬を対象とし、解約する受益者から徴収する信託報酬は対象としないことを明確にするためのものであり、ファンドの性格により適用を変えるものではないと考えます。</p> <p>ただし、実施日につきましては、関係各社における準備期間を考慮し平成 24 年 7 月 1 日といたします。</p>

* 貴重なご意見を頂きありがとうございました。